○国土交通省告示第千三百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

築地第三川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県豊後高田市築地

字アミダドウ　七九六番一　一号
七八八番　七号
七九八番　八号
七二七番　二号
七二二番　三号
七二九番　四号
七三〇番　五号
字クワンノンヒラ　七八七番　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上園川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県国東市国東町来浦

字上園　一一三〇番　一号
一一一九番　二号
一一七八番　三号
一二〇一番　四号
一一七二番　五号
一一七一番　六号
一一五九番二　七号
一一五九番一　八号
一二一四番　九号
一二一六番二　十号及び十一号
一一四七番二　十二号
一一一八番二地先道路敷　十三号
一一二〇番一　十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山口川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県日田市大字東有田

字田平　五五八番二　一号から三号まで
五五八番三　八号
字前迫　四六四番　四号
五二四番　五号
字アサカ平　五九七番　六号
五九四番　七号
五五八番三地先道路敷　九号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

成政川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県中津市山国町守実

字杉ケ迫　一三八番二　一号
一四〇番一　二号
一三八番一　三号及び四号
一四三番　五号
一四四番　六号
一五一番　七号
一三九番一　八号

○国土交通省告示第千三百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

第一田ノ浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の第一田ノ浦川の中心線から左右各岸二〇メートルまでの土地の区域

大分県大分市大字神崎

字宮ノ山　二七九二番　一号
二七九四番　二号
二八〇四番　三号
二七七五番　六号
二七五〇番二　七号
二七四九番　八号
字赤岩　二八〇七番　四号
字峰　二六四八番三　五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

常盤川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

大分県佐伯市字明神山

三一八六番九から三一八六番一六まで
三一八六番一九から三一八六番二一まで
三一八六番二四から三一八六番二七まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

大分県佐伯市

字蛎崎　二九〇四番　一号、二号及び六号
字明神山　三一八六番一六　三号
三一八六番二四　四号
三一八六番五　五号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柚ノ木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県日田市大字鶴河内

字柚ノ木　二七三四番地先水路敷　一号
二七一四番一　六号
二七一一番二　七号
二七三〇番一　八号
二七〇七番　九号
二七三三番　十号
二七三三番地先水路敷　十一号
字石ノ上　二七三五番二　二号及び三号
字下毛平　二六九三番　四号
二六九八番四　五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上戸原川三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

大分県中津市耶馬溪町大字戸原

字尾林　一二二〇番及び一二二一番
字クヅシ　二四二一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地及び平成二十一年国土交通省告示第千八十八号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

大分県中津市耶馬溪町大字戸原

字大藤ノ脇　一〇二五番一　一号
一〇二〇番　二号及び三号
九八五番　四号
九九一番　五号
二四一九番　六号
一二二五番一　七号
一二一六番三　八号
字峰ノ前　一二〇八番　九号
一二〇七番　十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

第三小豆野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県中津市山国町吉野

字谷ノ下　一〇八〇番　一号から三号まで
一〇九七番　四号
字宮ノ迫　一〇一一番　五号及び六号
一〇二二番　七号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

屋田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

大分県中津市山国町小屋川

字立岩作　一〇七番　四三八番一
字トヤノ　四五六番一
字上屋田川　四五七番